

バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン 新旧対照表

新	旧
第1から第2まで (現行のとおり)	第1から第2まで (略)
<p>第3 表示方法等</p> <p>1 アからイまで (現行のとおり)</p> <p>ウ <u>使用されているすべての原材料について分別生産流通管理を行っており、遺伝子組換えでない旨の表示をした加工食品の場合(※)</u></p> <p>(非遺伝子組換え農産物である旨の表示をした生鮮食品の場合)</p> 	<p>第3 表示方法等</p> <p>1 アからイまで (略)</p> <p>ウ <u>主な原材料について非遺伝子組換え農産物である旨の表示のみをした加工食品の場合 (非遺伝子組換え農産物である旨の表示をした生鮮食品の場合)</u></p> 
<p>※ 「非組換え」マークを使用する際の注意点</p> <p><u>主な原材料について非遺伝子組換え農産物を使用している場合であっても、以下のような加工食品については、非組換えマークを付することはできないので注意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品</u> ・ <u>義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない農作物を使用している加工食品</u> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第4 (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p>